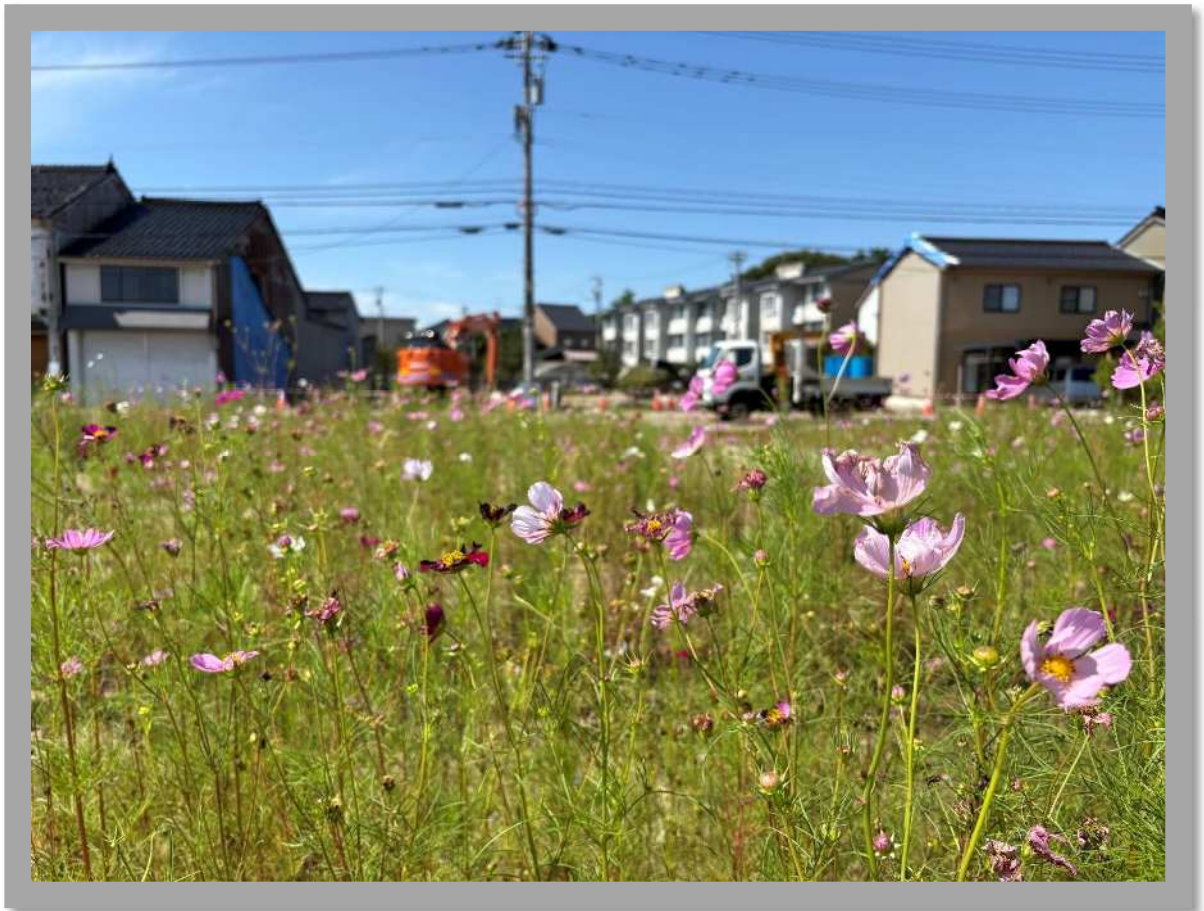


令和8年度版

# 「令和6年能登半島地震」に伴う

## 被災者支援



令和8年 4月 1日現在

# 目 次

ページ番号

第1章	総合相談	
1	被災に関する困りごとの各種相談	1
第2章	見舞金・義援金・支援金及び貸付け	
2	災害障害見舞金の支給	2
3	災害義援金	3
4	災害弔慰金	5
5	被災者生活再建支援制度	6
第3章	建物などの解体・撤去	
6	危険老朽空き家等解体支援補助金	8
第4章	住宅の確保	
7	住宅の部分修理支援事業	9
8	木造住宅耐震改修等支援事業補助金	10
9	被災者定住支援事業（住宅取得支援）	11
10	被災者定住支援事業（住宅リフォーム支援）	12
11	宅地液状化等復旧支援事業費補助金	13
第5章	市税の減免など	
12	被災代替家屋における固定資産税の減免	14
13	被災住宅用地における固定資産税の特例	15
14	納税（徴収）猶予	16
15	国民年金保険料の納付免除	17
第6章	事業者支援	
16	専門家活用支援補助金	18

# 第 1 章

## 総合相談

# 1 被災に関する困りごとの各種相談

## ◆内容

令和6年能登半島地震による被災に関する困りごとについて、総合窓口にて相談を受けて、担当課に案内します。

## ◆問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 市民課

市民サービス・相談担当

TEL 74-8100

Eメールアドレス: [shimin@city.himi.lg.jp](mailto:shimin@city.himi.lg.jp)

## 第2章

見舞金・義援金・支援金

## 2 災害障害見舞金の支給

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震で心身に重度の障害を受けた市民の方に災害障害見舞金を支給します。

### ◆支給対象者

被災当時氷見市に住所を有し、災害により下記に掲げる障害を受けた方

- ・両目が失明した方
- ・そしゃく及び言語の機能を廃した方
- ・神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する方
- ・両上肢をひじ関節以上で失った方
- ・両上肢の用を全廃した方
- ・両下肢をひざ関節以上で失った方
- ・両下肢の用を全廃した方
- ・精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる方

### ◆支給額

重度の障害を受けた方が世帯の生計維持者であった場合は、250万円。  
その他の方は125万円。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 福祉介護課

長寿生活支援担当

TEL 74-8111

Eメールアドレス : fukushi@city.himi.lg.jp

### 3 災害義援金

#### ◆制度の内容

令和6年能登半島地震により、被災された世帯に対し、全国から寄せられた義援金を富山県災害義援金配分委員会および氷見市災害義援金配分委員会で決定した基準により配分します。

住家被害の配分対象となる世帯（り災証明書が交付されている世帯）には、順次郵送で申請書をお送りし、申請に基づき、県と市の義援金を合わせて振り込みます。一度申請されると次回の配分の際に、申請の必要はありません。

また、人的被害に該当すると思われる方は、会計課までご相談ください。

#### ◆配分対象

別表のとおり

#### ◆義援金の配分額

別表のとおり

#### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

会計課

TEL 74-8121

Eメールアドレス: [kaikei@city.himi.lg.jp](mailto:kaikei@city.himi.lg.jp)

別表

【人的被害】

被害区分	県義援金	市義援金	合計	対象
死亡	100万円/人	20万円/人	120万円/人	地震により死亡した方のご遺族
重傷	50万円/人	10万円/人	60万円/人	地震により負傷し、1か月以上の治療を要する見込みの方

【住家被害】

被害区分	県義援金	市義援金	合計	対象
全壊	180万円/世帯	25.0万円/世帯	205.0万円/世帯	「全壊」と認定された世帯
大規模半壊	135万円/世帯	17.5万円/世帯	152.5万円/世帯	「大規模半壊」と認定された世帯
中規模半壊	90万円/世帯	12.5万円/世帯	102.5万円/世帯	「中規模半壊」と認定された世帯
半壊	45万円/世帯	5.0万円/世帯	50.0万円/世帯	「半壊」と認定された世帯
準半壊	18万円/世帯	2.5万円/世帯	20.5万円/世帯	「準半壊」と認定された世帯
一部損壊	6万円/世帯	1.3万円/世帯	7.3万円/世帯	「一部損壊」と認定された世帯

※世帯の被害区分は、「り災証明書」に記載の被害の程度です。

※県義援金・市義援金の額は、第一次配分、第二次配分、第三次配分の合計金額です。

## 4 災害弔慰金

### ◆制度の内容

令和6年能登半島地震により死亡し、被害を受けた当時氷見市に住所があった方のご遺族に、災害弔慰金を支給します。

災害と死亡との間に相当の因果関係がある場合に対象となりますので、該当すると思われる方は、福祉介護課までご相談ください。

### ◆支給対象

令和6年能登半島地震により死亡した方のご遺族

- ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ② ①のいずれもおられない場合は兄弟姉妹（ただし、死亡した方と死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限り。）

### ◆支給額

- ・死亡した方が生計維持者であった場合は、500万円
- ・その他の方は250万円

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 福祉介護課

長寿生活支援担当

TEL 74-8111

Eメールアドレス：fukushi@city.himi.lg.jp

## 5 被災者生活再建支援制度

### ◆制度の内容

令和6年能登半島地震により、住宅が全壊、半壊又は居住不能となった世帯に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金が被害者生活再建支援法人から支給されます。また、同法の対象とならない半壊及び準半壊世帯に対しても、富山県または氷見市から支給されます。

### ◆支給対象

次のいずれかに該当する世帯（り災証明書により確認）

- ①住宅が「全壊」した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
- ⑥住宅が半壊し、損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに居住することができる世帯（半壊世帯）
- ⑦住宅が半壊に準ずる程度の損傷を受けた世帯（準半壊世帯）

※ 住宅以外の被害に係るものは除きます。

### ◆支援金の支給額

別表のとおり

### ◆申請期間

基礎支援金 令和9年1月31日まで

加算支援金 令和9年1月31日まで

### ◆申請書提出先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 市民課

市民サービス・相談担当

Tel 74-8010

Eメールアドレス: shimin@city.himi.lg.jp

別表

◆支援金の支給額

	基礎支援金※ <sup>1</sup>	加算支援金※ <sup>1</sup>		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
① 全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
② 解体※ <sup>2</sup>	100万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
③ 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
④ 大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
⑤ 中規模半壊 (損害割合30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
⑥ 半壊 (損害割合20%台) 《県事業》	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円
⑦ 準半壊 (損害割合10%台) 《市事業》	—	建設・購入	50万円	50万円
		補修	25万円	25万円
		賃借(公営住宅を除く)	10万円	10万円

※<sup>1</sup>世帯が1人の場合(単身世帯)は、各該当金額の3/4の額

※<sup>2</sup>大規模半壊～半壊のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、災害起因のやむを得ない理由により全部解体した場合

## 第3章

### 建物などの解体・撤去

## 6 危険老朽空き家等解体支援補助金

### ◆事業の内容

市内の危険老朽空き家等の所有者が行う解体撤去に対し、対象除却費用を助成します。

### ◆事業主体

建物の所有者

### ◆補助対象

- (1) 居住を目的として建築し、現に居住していない建物で、  
【危険老朽空き家】 周囲に対して危険があると判断した空き家  
（国土交通省「住宅の不良度の測定基準」で100点以上）  
または、  
【老朽空き家】 昭和56年5月31日以前に建築された住宅  
（国土交通省「住宅の不良度の測定基準」で100点未満）  
であること。
- (2) 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。
- (3) 建物の所有者に市税の滞納がないこと。
- (4) 氷見市内の事業者で、工事請負契約を行うこと。（当面の間は市外事業者でも可とする。）

### ◆補助金額

【危険老朽空き家】 対象除却費用の2/3（上限50万円）

【老朽空き家】 対象除却費用の2/3（上限30万円）

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 未来戦略課（移住定住担当）

TEL 74-8190

Eメールアドレス：miraisenryaku@city.himi.lg.jp

## 第4章

### 住宅の確保

## 7 住宅の部分修理支援事業

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震において、住家に被害を受け、日常生活に必要な最小限度の部分修理することで、住宅での生活が可能となることが見込まれる応急修理について支援します。

### ◆対象世帯

り災証明書の判定において、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害程度に該当し、自らの資力では応急修理をすることが出来ない世帯。

「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は対象になります。

住家が対象であり、物置、倉庫や車庫等は対象となりません。

### ◆応急修理の範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分が対象となります。

### ◆支援金額

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の被害を受けた世帯

限度額：70万6000円

- (2) 準半壊の被害を受けた世帯

限度額：34万3000円

※限度額を超える額については、自己負担となり、別途業者との契約が必要となります。

### ◆完了期限

令和8年10月31日

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

建設部 都市計画課

都市政策担当

TEL 74-8078

Eメールアドレス：toshikeikaku@city.himi.lg.jp

## 8 木造住宅耐震改修等支援事業補助金

### ◆事業の内容

地震発生時における木造住宅の倒壊や、避難路沿いにある危険なブロック塀等の倒壊による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修、被災住宅の耐震改修又は現地での建替え、耐震シェルターの設置及び購入、危険ブロック塀の除去・建替えに対し補助金を交付します。

### ◆補助対象

- (1) 旧基準木造住宅の耐震改修
  - ・木造一戸建てで、階数が2以下の在来軸組工法によるもの。
  - ・建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの
- (2) 被災住宅の耐震改修又は現地での建替え
  - ・木造一戸建てで、階数が2以下の在来軸組工法によるもの。
  - ・令和6年能登半島地震において被災し、準半壊以上のり災証明を受けたもの。
  - ・倒壊したもの又は耐震診断その他知事が認めた調査方法により倒壊の危険性があると判断されたもの。
- (3) 危険ブロック塀の除去または除去・建替え
  - ・避難路に面した危険ブロック塀等
- (4) 耐震シェルターの設置・購入
  - ・過半が昭和56年5月31日以前に着工した建物への設置

### ◆補助金額

- (1) ・耐震改修計画策定費の2/3（上限20万円）  
・耐震改修工事費の4/5（上限120万円）
- (2) ・被災住宅の建替え工事費の4/5（上限140万円）  
（基礎補強の工事を含むものに限る）  
・被災住宅の耐震改修工事費の4/5（上限140万円）  
（基礎補強又は沈下・傾斜対策工事を含むものに限る）
- (3) ・危険ブロック塀の除去工事費の2/3（上限10万円）  
・上記工事後に行う塀又は門柱の設置工事費の2/3（上限5万円）
- (4) ・設置工事費・購入費の2/3（上限60万円）

※ 詳細についてはお問い合わせください。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

建設部 都市計画課

建築住宅担当

TEL 74-8079

Eメールアドレス: toshikeikaku@city.himi.lg.jp

## 9 被災者定住支援事業（住宅取得支援）

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震の被害を受けた方が自ら居住する目的で住宅を取得した方に対し、補助金を交付します。

### ◆補助対象

令和6年能登半島地震により災害証明書の損害程度が半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、令和6年1月1日から令和9年3月31日まで間に市内において自らが居住する目的で住宅を取得した方

### ◆申請期間

住宅を取得後2年以内

### ◆補助金額

住宅の取得に要した費用の一部（新築の場合は10分の1、中古の場合は2分の1以内）とし、50万円を限度とします。

また、居住誘導区域内で住宅を取得した場合は10万円、取得した住宅で新たに三世帯同居をする場合は30万円（三世帯近居の場合は10万円）をそれぞれ加算します。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 未来戦略課（移住定住担当）

TEL 74-8190

Eメールアドレス：miraisenryaku@city.himi.lg.jp

## 10 被災者定住支援事業（住宅リフォーム支援）

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震の被害を受けた方が自ら居住する目的で空き家を取得しその住宅のリフォーム工事をした方に対し、補助金を交付します。

### ◆補助対象

令和6年能登半島地震により災害証明書の損害程度が半壊以上又は市から応急住宅の提供を受けた方で、令和6年1月1日から令和9年3月31日までの間に自らが居住する目的で空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事をした方（リフォーム工事完了後1年以内に居住すること。）

### ◆申請期間

当該住宅を取得後2年以内

### ◆補助金額

住宅のリフォームに要した費用の2分の1以内とし、100万円を限度とします。原則、市内に住所を有する法人又は個人事業主と契約を締結して施工した場合に限りますが、当面の間、市外に住所を有する法人又は個人事業主による施工も対象とします。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

企画政策部 未来戦略課（移住定住担当）

Tel 74-8190

Eメールアドレス: miraisenryaku@city.himi.lg.jp

## 1 1 宅地液状化等復旧支援事業費補助金

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震において、宅地の液状化や擁壁の倒壊等により被災した住宅が存する宅地等の復旧工事費用を支援します。

### ◆補助対象

準半壊以上のり災証明を受けた住宅が存する宅地等の復旧工事

- (1) 復旧工事  
被災住宅の原型復旧を基本とした工事
- (2) 地盤改良工事  
液状化の再度災害防止のための住宅家屋下の地盤改良工事
- (3) 住宅基礎の傾斜修復工事  
住宅家屋の基礎の沈下又は傾斜を復旧する工事（ジャッキアップ等）

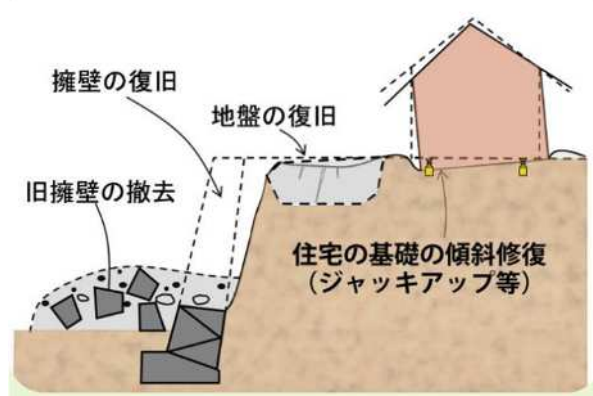
※地震の発生日以降に行った対象工事であれば遡って補助金を交付

### ◆補助金額

(対象工事費－50万円)の2/3（上限766万6千円）

※参考補助額

対象工事費	50万円	100万円	200万円	500万円	800万円	1,000万円	1,200万円
補助額	0円	33.3万円	100万円	300万円	500万円	633.3万円	766.6万円
個人負担額	50万円	66.7万円	100万円	200万円	300万円	366.7万円	433.4万円



### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階  
建設部 都市計画課  
液状化対策担当  
TEL 74-8090  
Eメールアドレス : toshikeikaku@city.himi.lg.jp

## 第5章

### 市税の減免など

## 1 2 被災代替家屋における固定資産税の減額

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震におけるり災証明書の被害程度が半壊以上の住宅の所有者等が、市内に代替家屋等を取得又は改築した場合は、その代替家屋等の税額を被災した住宅の床面積相当分について、代替家屋等の取得等の翌年度から4年度分の固定資産税を2分の1減額します。

### ◆対象者

- (1) 被災家屋の所有者（共有者を含む。）
  - (2) 被災家屋の所有者に相続が生じた場合はその相続人
  - (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
  - (4) 被災家屋の所有者が法人である場合、当該法人の合併により合併後に存続する法人または合併により設立された法人等
- ※ 被災家屋の所有者とは令和6年1月1日現在の所有者をいいます。

### ◆代替家屋の要件

- (1) 令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得または改築した家屋
  - (2) 被災家屋に代わるものとして取得した家屋であること
  - (3) 被災家屋を改築した場合は改築後の価格が被災家屋の価格以上であること
- ※ 原則として被災家屋と種類（用途）または使用目的が同一のものに限ります。

### ◆軽減の内容

被災家屋の床面積相当分に係る代替家屋の固定資産税の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額します。共有名義の場合は、持ち分に応じて面積按分により算定します。

### ◆申請に必要なもの

- (1) 申請書
- (2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- (3) 災害などの事実を証する書類（り災証明書など）

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階  
総務部 税務課  
資産税担当  
Tel 74-8045  
Eメールアドレス: zeimu@city.himi.lg.jp

## 1 3 被災住宅用地における固定資産税の特例

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震におけるり災証明書の被害程度が半壊以上の住宅のある土地の固定資産税について、その家屋を公費解体等で解体した場合でも、被災後4年度分（令和6年度分から令和9年度分）について住宅用地特例が適用されます。

（特例期間の延長に伴う継続の申告が必要になります。対象者には申告書を送付します。）

### ◆対象者

- (1)被災住宅用地の所有者（共有者を含む。）
- (2)被災住宅用地の所有者に相続が生じたときはその相続人
- (3)被災住宅用地の所有者・相続人から取得した三親等内の親族
- (4)被災住宅用地の所有者が法人である場合、当該法人の合併・分割により被災住宅用地を取得した法人

### ◆被災土地の要件

- (1) 被害の程度が半壊以上の住宅を公費解体等した土地であること
- (2) 令和5年度において住宅用地の特例を受けていた土地であること
- (3) 1月1日現在で住宅用地以外の用途で利用されていない土地であること

### ◆住宅用地特例の内容

住宅用地特例は、以下のように減額されています。

区分	減額割合
小規模住宅用地 (200㎡以下)	課税標準額を評価額の 6分の1
一般住宅用地 (200㎡超え)	課税標準額を評価額の 3分の1

### ◆申請に必要なもの

- (1)申告書
- (2)本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- (3)災害などの事実を証する書類（り災証明書など）

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階  
総務部 税務課  
資産税担当  
TEL 74-8045  
Eメールアドレス: zeimu@city.himi.lg.jp

## 1 4 納税（徴収）猶予

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震における災害で、市税等を一時に納付することが困難な状況にある場合には、申請により原則として1年以内の期間に限り納税を猶予します。

### ◆対象者

今回の地震で被害を受けられた方

### ◆申請に必要なもの

- (1)申請書
- (2)本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- (3)災害などの事実を証する書類（り災証明書など）

### ◆猶予期間

原則1年以内

### ◆徴収猶予が適用された場合

- (1)新たな督促や差押え、換価（売却）などの滞納処分がされません。
- (2)既に差押えを受けている財産がある場合には、申請により、その差押えが解除される場合があります。
- (3)猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階  
総務部 税務課  
納税担当  
TEL 74-8041  
Eメールアドレス: zeimu@city.himi.lg.jp

## 15 国民年金保険料の納付免除

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震により、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた場合に、国民年金保険料の全額が免除されます。

### ◆対象者

災害により国民年金保険料を納付することが困難、かつ住宅、家財その他の財産についておおむね2分の1以上の損害を受けられた方

### ◆提出書類

- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
- ・ り災を証する書類（り災証明書）
- ・ 保険金・損害賠償金等の支給金額等を確認できる証明書の写し

### ◆免除される期間

令和6年7月分から令和8年6月分まで

※免除申請は年度単位で行っていただくため、現時点では令和6・7年度分の申請手続きになります。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 1階

市民部 市民課

保険年金担当

TEL 74-8054

Eメールアドレス: [shimin@city.himi.lg.jp](mailto:shimin@city.himi.lg.jp)

# 第6章

## 事業者支援

## 1 6 専門家活用支援補助金

### ◆事業の内容

令和6年能登半島地震の影響を受けている事業者が国・県・市等の補助制度を活用するに当たり、申請書等を作成するため、有資格者等の専門家または市内金融機関に依頼した際に発生する報酬等に対して助成します。

専門家：中小企業診断士、行政書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士  
等有資格者

※月次の顧問料や専門家の旅費は対象外です。

### ◆補助対象

次のいずれかに該当する方

- ① 市内に主たる事業所の所在地を有する中小企業者
- ② 市税を滞納していない者
- ③ 令和6年能登半島地震に係る支援制度の交付決定を受けた者  
支援制度例 ・ 富山県なりわい再建支援補助金  
・ 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）

### ◆補助金額

補助率 1/2、上限 5 万円

※ 従前に申請した災害支援制度と異なる制度であれば、複数回の申請が可能です。

※ 支援制度は令和6年4月1日以降に交付決定（採択）を受けたものに限りません。

### ◆申請先及び問い合わせ先

市庁舎 2階

産業振興部 商工観光課

TEL 74-8105

Eメールアドレス：shokokanko@city.himi.lg.jp

発行 氷見市

編集 氷見市企画政策部 地域振興課 復興まちづくり担当

〒935-8686 富山県氷見市鞍川1060番地

TEL 0766-74-8127 FAX 0766-74-8255

Email [chiikishinkou@city.himi.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.himi.lg.jp)